

三豊市農業委員会 5 月定例総会議事録

令和3年5月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会5月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 23名（農業委員23名）
欠席者 0名

【農業委員】

（出席○・欠席－）

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番			5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

2. 署名委員

8番 石井 宏昭
16番 田井 三代子

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更の件について
議案第 6号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会5月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様、こんにちは。今年は思ったより早く梅雨に入りまして、うっとうしい日々が続いております。また、新型コロナウイルスがなかなか収束せず、変異種が猛威をふるっている状況です。オリンピックが100日後に開催される予定であります。こちらはどうなることやら、非常に心配される所です。新型コロナウイルスのワクチン接種については、三豊市でも71歳以上の予約申し込みが始まりました。マスク着用、人との接触を避けるのはもちろんですが、いずれにしてもワクチン接種を行うことが重要です。ただ、ワクチン接種をしても発症する事例も耳にしますので、新型コロナウイルスとの付き合いはまだしばらく続くと思われま

す。こういった中ではありますが、本日は全員の方へ出席していただきました。早いところは田植えも終わり、ブロッコリー、ニンニク、タマネギなどは今収穫に追われているところだと思っております。雨続きで思うように進んでいないとも聞いております。

このような状況下でありますので、皆様方の協力を得まして、できるだけ簡潔に会議が進みますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶をいたします。

事務局長 ありがとうございます。
ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「緊急事態対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会5月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号8番 石井 宏昭 委員、議席番号16番 田井 三代子 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号9号を朗読 〕

以上9件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号9号の9件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第2号 番号1号から番号15号を朗読 〕

以上15件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われま

事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2番 番号1号について説明します。譲渡人は高齢であり、農地を売りたいということで譲受人との譲渡が成立しました。譲受人は周辺の農地をすべて耕作しており、問題ないと思われま

す。また、番号3号についても私の案件ですので続けて説明します。譲受人は大型農業をされており、15町ほど耕作しています。譲渡人は県外在住であり、こちらに戻る予定もないことから、譲渡が成立しました。問題ないと思われま

5番 番号2号について説明します。申請地は譲受人の姉が長年耕作しており、現在カボチャを植えております。譲渡人は現在まで耕作しておりません。周辺への影響もなく、問題ないと思われま

6番 番号4号について説明します。譲受人につきましては現在会社勤めをしておりますが、その傍ら水稲栽培を行っており、退職後には経営規模を拡大したいと考えていた中、譲渡人から農地の売買の話があり、今回の譲渡が成立しました。現地を確認しましたが、農地として利用されており、問題ないと思われま

7番 番号5号について説明します。譲受人は、自身が保有する農地と申請地が隣接しているため、農作業の利便性から譲渡人に譲ってほしい旨を話したところ、譲渡人は保有している農地が多いため、申請地の管理が十分にできていなかったことから、売買に応じました。譲受人は米、野菜、果樹をつくっており、保有している農地はすべて耕作しています。耕作面積も下限面積を

超えており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願いたします。

8 番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会であり、昔から地主と小作の関係でした。譲渡人は今後農地を自作する予定はなく、農地の縮小を希望しており、譲受人は今後所有権を得たうえで営農を続けていきたいということで、今回の譲渡が成立しました。近隣農地への影響もなく、問題ないと思われま

3 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人は県外在住であり、農業を行っている譲受人に耕作を任せるということで、無償で譲り渡すことになりました。譲受人はすべて自作で農業を行っており、問題ないと思われま

13 番 番号8号について説明します。譲受人は水利組合の役員であり、水路の泥上げの際、申請地の隣に泥を置いております。譲渡人が申請地を放置しており、分けてほしいと話をしたところ、無償でかまわないので管理してほしいということで、譲渡が成立しました。ご審議よろしくお願いたします。

14 番 番号9号から番号10号の申請地は隣接しており、譲受人が同じ方ということで、まとめて説明します。番号9号につきましては、譲渡人が高齢であり、経営面積を縮小したいということです。番号10号につきましても、譲渡人が経営規模の縮小を希望しております。譲受人は経営規模を拡大したいということで、譲渡が成立しました。譲受人は所有している農地を適切に管理しており、問題ないと思われま

次に、番号11号について説明します。こちらにつきましては、譲受人から譲渡人に、タマネギの栽培面積を拡大するため譲ってほしいと話をしたところ、譲渡人が体調を崩していたこともあり、譲渡が成立しました。ご審議よろしくお願いたします。

17 番 番号12号について説明します。譲受人は高齢であり、現在の居住地が通院や買い物に不便なため住宅及び家庭菜園ができる程度の物件をお探しでした。今回申請地のそばに住宅を購入し、所有者が同じである申請地を購入することになりました。譲渡人は、申請地を父親から相続しましたが、農業の経験はないため、不動産屋に依頼して申請地を売りに出していたところ、今回の譲渡が成立しました。ご審議よろしくお願いたします。

18 番 番号13号について説明します。譲受人の所在地は市外ですが、市内でオリーブ牛の肥育を行っております。申請地近くに譲受人所有の牛舎があるんですが、その牛舎に囲まれるように雑種地があります。譲受人は牛舎の拡張のため、当初その雑種地の購入を希望していました。譲渡人は県外在住であり、今後申請地の管理はできないということから、雑種地とともに申請地も購入してほしいといった申し立てがあり、今回の譲渡に至りました。申請地は現在整備され、今後は牛の飼料にするため、オリーブの植樹を計画しております。周辺にも影響はなく、問題ないと思われま

20 番 番号14号について説明します。譲受人は、申請地でハウスを建て、そこで野菜の栽培を行う予定です。周辺農地に影響はありません。ご審議よろし

くお願いたします。

議 長 番号15号の案件につきましては私の担当地域ですので、私から説明します。申請地は、かつて譲渡人の両親が耕作しておりましたが、現在両親は亡くなっています。譲渡人は市外在住でありこちらに帰る予定もないことから、住宅、農地、山林をすべて処分するため、以前から不動産屋に依頼をしておりました。譲受人は県外在住でしたが、こちらでの農業経営を希望され、1年程前から市内でお住まいです。また、譲受人は農業を営んではおりませんでしたので、1年程農業を経験していただいたのち、今後も農業を行ってきたいということで、今回の譲渡が成立しました。ご審議よろしくお願いたします。

以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

8 番 番号15号について質問します。譲受人はすでにこちらでお住まいなんですよ。

議 長 総会資料の住所は県外になっておりますが、こちらに移す予定です。譲受人の事情ですぐには住所を移せないようなんですが、現在は市内でお住まいです。

他に質問やご意見はありませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号15号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号15号の15件につきましては、許可することと決定します。

次に進ませていただきます。10ページを開いてください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号7号を朗読]

なお、農地区分につきましてはすべて第2種農地です。

以上7件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

14 番 番号5号と番号6号については関連しておりますので、一括して説明させていただきます。まず番号6号ですが、申請地近くで橋の架け替えに伴う県道の工事を行っており、その関係で対岸にある申請人の倉庫を取り壊さなければならず、代替地で倉庫が必要となりました。申請地の一部には既に倉庫が建っておりますが、更に新設するため申請するものです。
また番号5号ですが、倉庫の建設にかかる資材置場、駐車場として使用する予定であり、倉庫が建つまでの一時転用ということで申請されております。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号の7件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号10号を朗読]

農地区分につきましては、番号2号の一部及び番号8号の全筆は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、これらにつきましては仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合に該当することから、不許可の例外に該当しております。また、番号9号はJR詫間駅から300メートル以内に位置する第3種農地です。その他はすべて第2種農地です。以上10件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲受人は生コン会社を営んでおり、車両の退避場が必要ということで土地を探して

話がまとまりました。問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

11 番 番号2号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は10数年荒れている状態で、花崗土を採取して整地した後は、ミカンを栽培するために造成するようです。問題ないと思われまます。
次に、番号3号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は既に造成ができているんですが、奥をもう少し造成して道をつなげるため、更に3年の一時転用の許可の申請が出されました。
次に、番号4号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は、神田から二ノ宮へ抜ける道から入って300メートルほど入ったところにあります。こちらを香川用水高瀬支線の立坑、資材置場とするため申請がありました。先月もこの付近で同様の申請がありましたが、今回もそちらに関連して申請されたものです。水利関係の同意も得ており、問題ありません。
次に、番号5号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。こちらにつきましても、先月申請地の周辺で同様の申請があったもので、関連して申請されたものです。問題ないと思われまます。
以上、ご審議よろしくお願いたします。

12 番 番号6号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲受人は運送業を営んでおりますが、現在の事務所が狭くなったことから、民家から少し離れたところで土地を探しておりました。申請地につきましてもは30数年前に花崗土を採取していた場所ですが、現在は雑草が多く生えている状態です。譲渡人に相談したところ、重機やトラックなどを置くということで話がまとまりました。水利関係についても承諾を得ておりますので、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

14 番 番号7号について説明します。こちらにつきましてもは、15年ほど前に申請地の隣の土地に譲受人が住宅を建てた際に、譲受人の事業の関係で、申請地でも資材置場や駐車場を設置するために同時に工事をしていました。今回、無断転用の解消のための申請となります。
次に、番号8号について説明します。申請地は、不動の滝カントリーパークから東へ300メートルほどの場所にあります。10年ほど前から、花崗土を採取した跡地を農地として造成していましたが、1年ほど前に申請が切れており、今回再度一時転用の申請を行うものです。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第5号 番号1号から番号2号を朗読 〕

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第6号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の20ページから83ページまでです。管理者から耕作者への貸付は102件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては14件、合計116件となっております。

以上、利用権の設定116件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第6号「農用地利用集積計画の件について」をお

諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農用地利用集積計画の件について」は116件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。本来であれば、ここで暫時休憩を取らせていただくのですが、会議時間の短縮のため、引き続き審議を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 ありがとうございます。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

〔 その他の件の顛末は、次頁のとおり 〕

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について（通知）

2. 農業委員会の適正な事務実施について

- ・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- ・令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

3. その他

(1) 6月定例総会について

日 時 令和3年6月21日（月）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
6月7日(月)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町：片山 雅夫	豊中町：三好 康芳
		詫間町：石原 剛	仁尾町：大崎 正義

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
6月11日（金） 19時00分～	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター 会議室
7月14日（水） 13時30分～	三豊市農業委員会農地利用最適化 推進活動研修会	みとよ未来創造館 3階 ホール

(4) 配布物

- ・普及センターだより

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

閉 会 【 午後 3時20分 】